

ヤマハ英語講師ユニオン規約

第1章 総則

第1条（名称）

本組合は、ヤマハ英語講師組合（以下「組合」という）という。

第2条（所在地）

組合は事務所を [REDACTED] に置く。
所在地の変更については、規約改正の手続を経ることを要しない。

第3条（目的）

組合は団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条（事業）

組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）組合員の労働条件の維持改善に関すること
- （2）組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること
- （3）労働協約の締結、改訂に関すること
- （4）同一目的を有する団体との協力、連携に関すること
- （5）その他目的達成に必要なこと

第2章 組合員

第5条（組合員）

組合はヤマハ英語講師並びに組合が承認した者によって組織される。
ただし、次に該当する者は除く。

- （1）使用者
- （2）使用者の利益を代表する者
- （3）その他、組合が除外することを適当と認めた者

第6条（権利）

- 1 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、思想・信条、年齢・性別、門

地・身分などによって差別されない。

2 組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) この規約に基づき、すべての問題に参加し、均等の取扱いを受ける権利
- (2) 組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員及び機関の活動の報告を求め、又は批判し解任を請求する権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利

第7条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- (1) 規約及び大会・各機関の決定に従って行動する義務
- (2) 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
- (3) 規約に基づく各会議に出席する義務
- (4) 組合の秘密を漏らさない義務

第8条（加入の手続）

組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第9条（資格喪失）

組合員は次の場合にその資格を失う。

- (1) 退職したとき
- (2) 解雇されたとき（ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない。）
- (3) 除名されたとき
- (4) 脱退が認められたとき
- (5) 第5条ただし書きに該当したとき

第10条（脱退の手続）

1 組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ原則として脱退は認められない。

2 未納組合費が1年分以上となり、納入の意思がないと執行委員会が判断した組

合員については、脱退として処理することがある。

第3章 機関

第11条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

- （1）議決機関
 - ア 定期大会
 - イ 臨時大会
- （2）執行機関
 - ア 執行委員会
- （3）監査機関
 - ア 会計監査

第1節 議決機関

第12条（大会）

大会は組合の最高決議機関であつて組合員全員をもつて構成する。

第13条（定期大会）

定期大会は原則として年1回開催するものとし、会計年度終了後6か月以内に執行委員長がこれを招集する。

第14条（臨時大会）

臨時大会は次の場合30日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

- （1）執行委員会が必要と認めたとき
- （2）組合員の3分の1以上の連署により理由を明らかにして要求があったとき

第15条（告示）

大会の日時、場所、議題等は、開催の日から14日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第16条（付議事項）

大会の付議事項は次の通りとする。

- （1）運動方針の決定と経過報告の承認

- (2) 結成宣言及び規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) ストライキの開始及び終結
- (5) 闘争資金の積立て及び使用
- (6) 上部組織への加盟及び上部組織からの脱退
- (7) 組合員の表彰及び制裁
- (8) 役員を選任及び解任
- (9) 組合の統合及び解散
- (10) その他以上の事項に準ずる重要な事項

第17条（定足数と議決）

- 1 大会の定足数は組合員の3分の2とする。この定足数には、書面・電磁的方法（電子メール等）により議決権を行使する者、及び他の組合員を代理人として議決権を行使する者を含める。
- 2 付議事項は、挙手等の適切な方法により、出席者数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長が決定する。
- 3 定足数及び議決に関して、本規約において第1項及び第2項以外の特別の定めがある場合には、それに従う。

第18条（議長）

大会の議長は、出席した組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第2節（執行機関）

第19条（執行委員会）

執行委員会は、大会において決定された事柄及び規約に定められた組合業務を執行する。

第20条（構成と招集）

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、会計、執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを招集する。

第21条（定足数と議決）

執行委員会は委員の3分の2をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第22条（専門部）

執行委員会のもとに次の専門部を置く。

- （1）組織部
- （2）教育宣伝部
- （3）調査部
- （4）文化厚生部

第4章 役員

第23条（役員）

本組合に次の役員を置く。

- （1）執行委員長 1名
- （2）副執行委員長 1名以上
- （3）書記長 1名
- （4）会計 1名
- （5）執行委員 若干名
- （6）会計監査 2名

第24条（職務）

役員職務は次のとおりとする。

- （1）執行委員長…本組合を代表し、業務を統轄する
- （2）副執行委員長…委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する
- （3）書記長…日常の業務を処理し、文書及び記録の整理、保管にあたる
- （4）会計…組合財務を司る
- （5）執行委員…執行委員専門部を担当し、組合業務を執行する
- （6）会計監査…執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、定期大会において報告する

第25条（任期）

各役員任期は、大会から次期大会までとし再選を妨げない。ただし役員に欠員が生じたときは原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第26条（解任）

役員が職務を怠り又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第5章 選挙

第27条（選挙管理委員の選出及び職務）

選挙の公正を期すため選挙管理委員会を置く。この委員は2名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の業務を行う。

第28条（役員選挙）

各役員選挙は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第6章 会計

第29条（財政）

組合の財政は、加入金、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第30条（組合費）

組合費は1ヶ月500円とする。

なお、大会で必要と認められたときは臨時に組合費を徴収することができる。

第31条（会計年度）

本組合の会計年度は、毎年3月1日より翌年の2月末日までの1年間とする。

第32条（会計報告）

- 1 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合によって委嘱された会計監査人によって正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表する。
- 2 会計帳簿は組合員の請求に基づいて公開することとする。

第7章 争議

第33条（ストライキ権の行使）

ストライキ権の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数によ

って決定する。

第34条（闘争委員会）

執行委員会は、必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

第8章 賞罰

第35条（表彰）

組合員で本組合発展のために功労のあった者又は他の規範となると認められる者は、大会の議決によりこれを表彰することができる。

第36条（制裁）

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の議決により制裁を加えることができる。

- （1）組合の規約又は議決に違反した者
- （2）組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
- （3）組合の名誉を毀損した者
- （4）組合員の義務を怠った者
- （5）その他各号に準ずる不適當な行為のあった者

第37条（制裁の種類）

制裁の種類は、戒告、権利停止及び除名とする。

第38条（制裁の手續）

- 1 前条の制裁は、大会出席者の過半数をもって決定する。ただし、執行委員会において緊急の必要性があるとして決議した場合については、戒告及び権利停止については執行委員会で行うことができる。
- 2 制裁の決定の前に、必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

第9章 解散

第39条（解散）

本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

第10章 規約の改廃

第40条（規約の改廃）

本規約は組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改廃することはできない。

第11章 付則

第41条（施行期日）

本規約は、平成30年12月6日より施行する。

令和元年11月23日一部改正

第42条（第1期及び第2期の会計年度）

- 1 第1期の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、平成30年12月1日から令和元年10月31日までとする。
- 2 第2期の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、令和元年11月1日から令和2年2月末日までとする。